

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	地方税法等に基づく県税の賦課徴収に関する事務 基礎項目評価

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

宮城県は、税務総合管理システムにおける特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の実態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

- ・宮城県は県税の賦課徴収を行うために「税務総合管理システム」を使用している。
- ・税務総合管理システムに係る運用管理業務を外部業者に委託しているが、個人情報の取扱いについては「個人情報取扱特記事項」及び「情報セキュリティ特記事項」を作成し、外部委託業者に周知している。
- ・内部による不正利用の防止のため、システム操作者に守秘義務を課し、二要素認証(生体認証とID・パスワードによる確認)により操作者を限定、追跡調査のためコンピュータの使用記録を保存、照会範囲を限定している。また、端末PCはグループポリシーの設定でシステム管理者以外は電子記録媒体等の使用を制限するなどの対策を講じている。

評価実施機関名

宮城県知事

公表日

令和5年7月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	地方税及び地方法人特別税に関する事務
②事務の概要	<p>○地方税法その他の地方税に関する法律、特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律並びにこれらの法律に基づく条例による賦課徴収又は調査(犯罪事件の調査含む。)に関する事務であつて主務省令で定めるもの</p> <p>1. 納税者からの申告及び届出等による課税管理業務 (法人県民税、法人事業税、特別法人事業税、個人事業税、不動産取得税、軽油引取税、自動車税等)</p> <p>2. 収納及び課税の情報による収納、還付、充当等を行う収納管理業務</p> <p>3. 滞納者情報による催告書等送付や滞納整理を行う滞納管理業務</p> <p>4. 納税者のあて名情報(基本あて名、税目別あて名、課税別あて名)の管理を行うあて名管理業務</p> <p>※納税者からの申告・届出又は調査により課税し、納税通知書等を送付するとともに、納税者が納付した税金を県の歳入として受け入れ、納付額が課税額より多い場合は超過額を還付、納税者からの納付がない場合や納付額が課税額より少ない場合は督促を行った後、滞納整理を行う。</p> <p>①納税者から提出される申告書等を受け付け、確認を行う。</p> <p>②関係機関等からの情報により、申告書等の確認を行う。</p> <p>③必要に応じて納税者や申告書等の内容について、調査を行う。</p> <p>④①～③により課税した内容について、納税者に納税通知書を送付する。</p> <p>⑤①～③により決定した減免決定について、納税者に減免決定通知書を送付する。</p> <p>⑥納税者が納付書により納付したことについて、金融機関からの領収済通知書により確認する。</p> <p>⑦納付額が課税額より多い場合は超過額を還付のうえ、納税者に還付通知書を送付する。</p> <p>⑧納税者からの納税証明書交付申請書を受け付け、確認を行う。</p> <p>⑨⑧に係る納税証明書を納税者に交付する。</p> <p>⑩納税者からの納付がない場合や納付額が課税額より少ない場合は、納税者に督促状を送付する。</p> <p>⑪督促した納税者から納付がない場合や納付額が課税額より少ない場合は、催告書の送付や滞納整理を行う。</p>
③システムの名称	税務総合管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
税務総合管理システムデータベースファイル、国税連携システム賦課徴収等情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下、「番号法」という。)</p> <p>・第9条第1項 別表第一の16の項及び99の項</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号 別表第二の28の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	宮城県総務部税務課
②所属長の役職名	税務課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	<p>〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町3丁目8番1号 総務部県政情報・文書課内(県庁舎地下1階) 県政情報センター TEL 022-211-2263 FAX 022-211-2294</p>
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	<p>宮城県総務部税務課システム管理班 〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町3丁目8番1号 TEL 022-211-2328</p>

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[30万人以上]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年5月23日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年5月23日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び全項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [O] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検 [O] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年8月3日	Ⅱ-1. 対象人数(いつ時点の計数か)	平成28年4月28日	平成29年4月27日	事後	
平成29年8月3日	Ⅱ-2. 取扱者数(いつ時点の計数か)	平成28年4月28日	平成29年4月27日	事後	
平成30年11月13日	I-7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	平成29年4月27日	平成30年10月31日	事後	
平成30年11月13日	Ⅱ-1. 対象人数(いつ時点の計数か)	平成29年4月27日	平成30年6月29日	事後	
平成30年11月13日	Ⅱ-2. 取扱者数(いつ時点の計数か)	平成29年4月27日	平成30年6月29日	事後	
平成30年11月13日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	税務課長 藤崎 行男	税務課長	事後	
令和1年6月24日	Ⅱ-1. 対象人数(いつ時点の計数か)	平成30年6月29日	令和元年5月10日時点	事後	
令和1年6月24日	Ⅱ-2. 取扱者数(いつ時点の計数か)	平成30年6月29日	令和元年5月10日時点	事後	
令和1年6月24日	Ⅳ リスク対策	記載無し	項目の追加	事後	様式変更による追加
令和1年10月1日	I-1-②事務の内容	○地方税法その他の地方税に関する法律及び地方税法その他の地方税に関する法律並びにこれらに基づき条例による地方税及び地方税法特別税の賦課徴収又は地方税及び地方税法特別税に関する調査(犯罪事件の調査含む。)に関する事務であって主務省令で定めるもの	○地方税法その他の地方税に関する法律, 特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律並びにこれらに基づき条例による賦課徴収又は調査(犯罪事件の調査含む。)に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	法令改正による文言修正
令和1年10月23日	I-1 個人番号の利用	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下、「番号法」という。) ・第9条第1項 別表第一の16の項及び89の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号) ・第16条、第64条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下、「番号法」という。) ・第9条第1項 別表第一の16の項及び99の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号) ・第16条、第72条	事後	法令改正による文言修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年8月31日	Ⅱ-7特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	宮城県総務部県政情報・文書課情報公開班 〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町3丁目8番1号 TEL 022-211-2270	〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町3丁目8番1号 総務部県政情報・文書課内(県庁舎地下1階) 県政情報センター TEL 022-211-2263 FAX 022-211-2294	事後	
令和2年8月31日	Ⅱ-1. 対象人数(いつ時点の計数か)	令和元年5月10日時点	令和2年5月1日時点	事後	
令和2年8月31日	Ⅱ-2. 取扱者数(いつ時点の計数か)	令和元年5月10日時点	令和2年5月1日時点	事後	
令和3年5月1日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言 特記事項	・内部による不正利用の防止のため、システム操作者に守秘義務を課し、ID及びパスワードにより操作者を限定、追跡調査のためコンピュータの使用記録を保存、照会範囲を限定している。また、端末PCはグループポリシーの設定でシステム管理者以外は電子記録媒体等の使用を制限するなどの対策を講じている。	・内部による不正利用の防止のため、システム操作者に守秘義務を課し、二要素認証(生体認証とID・パスワードによる確認)により操作者を限定、追跡調査のためコンピュータの使用記録を保存、照会範囲を限定している。また、端末PCはグループポリシーの設定でシステム管理者以外は電子記録媒体等の使用を制限するなどの対策を講じている。	事後	
令和3年5月1日	Ⅱ-1. 対象人数(いつ時点の計数か)	令和2年5月1日時点	令和3年5月1日時点	事後	
令和3年5月1日	Ⅱ-2. 取扱者数(いつ時点の計数か)	令和2年5月1日時点	令和3年5月1日時点	事後	
令和3年9月30日	I-3. 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下、「番号法」という。) ・第9条第1項 別表第一の16の項及び99の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号) ・第16条、第72条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下、「番号法」という。) ・第9条第1項 別表第一の16の項及び99の項	事後	
令和3年9月30日	I-4-②法令上の根拠	・番号法第19条第7号 別表第二の28の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号) ・第21条	・番号法第19条第8号 別表第二の28の項	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月30日	IV-5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)	[○]提供・移転しない	[]提供・移転しない	事後	
令和3年9月30日	IV-5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) ・不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	[十分である]	事後	
令和4年9月1日	II-1. 対象人数(いつ時点の計数か)	令和3年5月1日時点	令和4年5月24日時点	事後	
令和4年9月1日	II-2. 取扱者数(いつ時点の計数か)	令和3年5月1日時点	令和4年5月24日時点	事後	
令和5年7月31日	II-2. 取扱者数(いつ時点の計数か)	令和4年5月24日時点	令和5年5月23日時点	事後	
令和5年7月31日	II-2. 取扱者数(いつ時点の計数か)	令和4年5月24日時点	令和5年5月23日時点	事後	